

盛岡市市税条例等について

平成29年 2 月 13 日

財 政 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び法人市民税の法人税割の税率を改めるとともに、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割を創設するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

住宅借入金等特別税額控除について、居住年に係る適用期限を2年延長し、平成33年12月31日までとする。

(2) 法人市民税関係

法人税割の税率を引き下げる。

【改正前】 12.1% 【改正後】 8.4%

(3) 軽自動車税関係

ア 現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とする。

イ 3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を創設し、その納税義務者、課税標準等を次のとおりとする。

(7) 納税義務者 3輪以上の軽自動車の取得者とする。

(4) 課税標準 次のとおりとする。

区分	課税標準
初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車	当該3輪以上の軽自動車を通常取引の条件に従って自動車等の販売業者から取得とした場合における当該3輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額
上記以外の3輪以上の軽自動車	当該3輪以上の軽自動車は初めて車両番号の指定を受けたときにおける上記の金額に、当該指定を受けた日の属する年の1月1日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

(ウ) 税率 次のとおりとする。

区分	税率
エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上である等の条件を満たす3輪以上の軽自動車	1.0%（営業用のものにあつては、当分の間0.5%とする。）
エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上である等の条件を満たす3輪以上の軽自動車	2.0%（営業用のものにあつては、当分の間1.0%とする。）
上記以外の3輪以上の軽自動車	3.0%（自家用のものにあつては2.0%、営業用のものにあつては当分の間2.0%とする。）

(エ) 徴収方法 申告納付の方法により徴収するものとする。

(オ) 賦課徴収は、当分の間、岩手県が行うものとする。

ウ 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を1年延長し、平成28年度中に初回車両番号指定を受けた場合の3輪以上の軽自動車に当該軽減措置を適用する。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(3) -ウ 平成29年4月1日
- (3) 2-(2) 及び2-(3) -ア・イ 平成31年10月1日